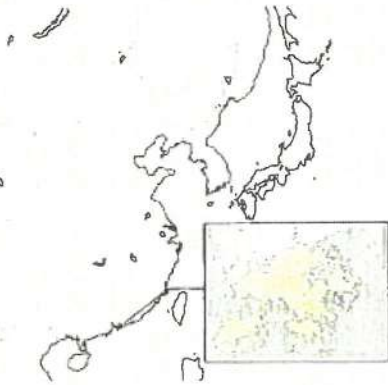


香港における 捜査手法、刑事司法制度等の概要 (海外制度調査報告)



香港

人口:約700万人

主要捜査機関:香港警察

警察官:約2万8,000人

※ 検察官は訴追を担当し、

捜査は行わない

(数値は2009年のもの)

警察と検察の刑事司法に関する権限

香港警察

(警隊条例)

- 公共の安全維持、犯罪の予防と捜査、生命・財産の損害防止、交通管制等の幅広い任務を有する。
- 告発(Exhibiting Information)と訴追(Conducting Prosecutions)の職務も有する。

検察(律政司)

(香港基本法、刑事訴訟程序条例(刑訴条例))

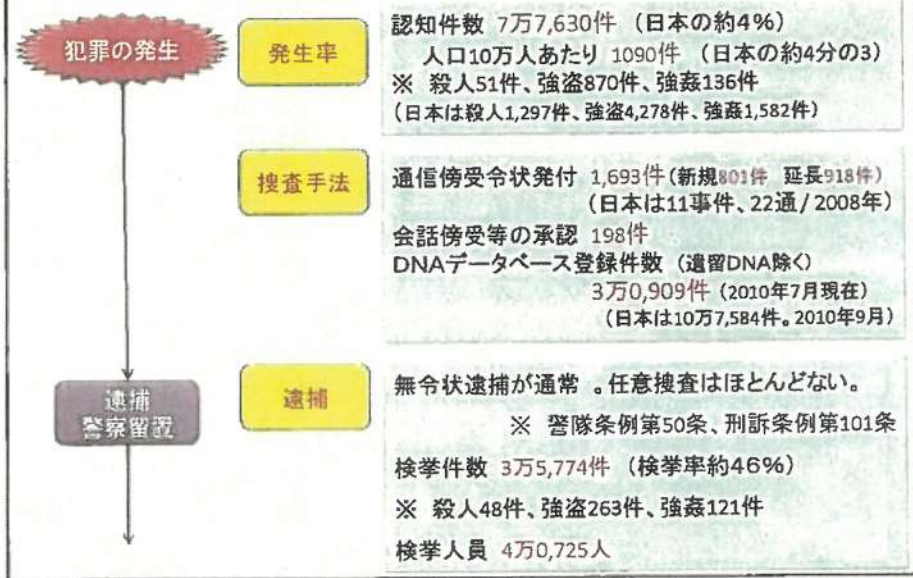
- 法務省にあたる「律政司(DOJ/Department of Justice)」が訴追を管理することとされており、その長(律政司長・Secretary for Justice)は、被告人の刑事手続の進行等について判断し、実施する(institution of proceeding)。
- 律政司に設置されている「検控科(Prosecutions Division)」がこれら刑事手続に関する権限を執行し、同科の検察官による訴追がなされている。

実務:警察が裁判所(裁判法院)に対し被疑者を告発するが、その前後に律政司が警察からの連絡を受けて助言を行う。告発後には律政司が訴追の継続を判断、各裁判所に勤務する律政司所属の検察官が訴訟を担当する。検察官自身は捜査に参加しない。

香港刑事司法の特色

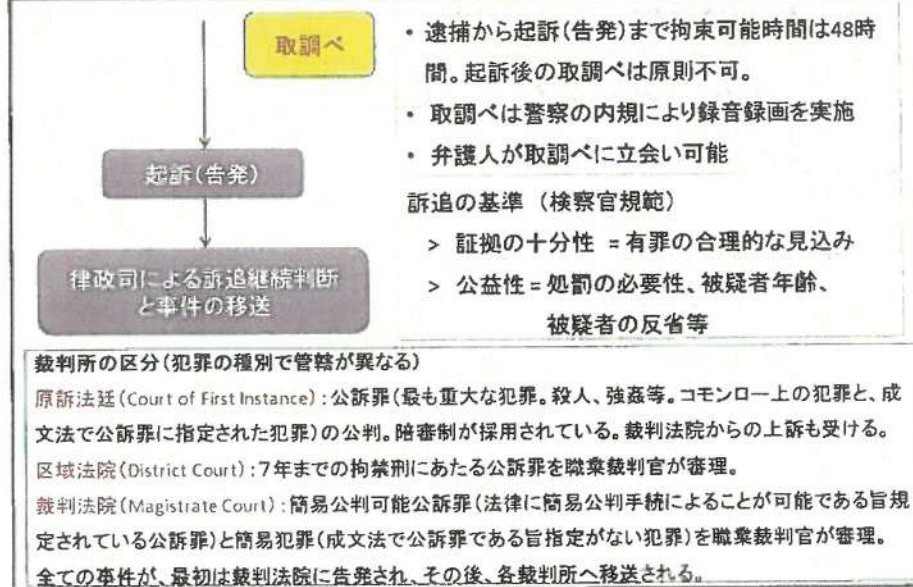
3

※ 数値は特記無ければ香港は2009年、日本は2008年のもの



香港刑事司法の特色

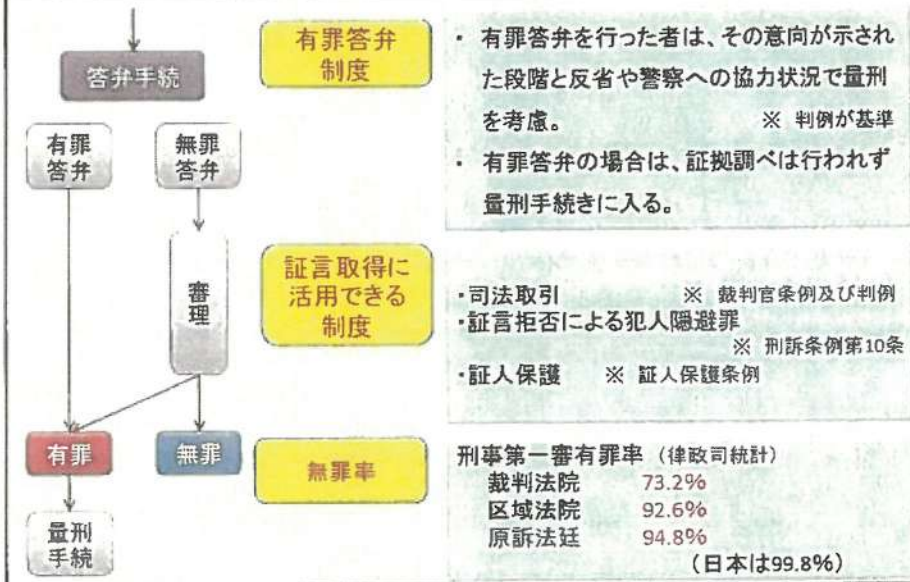
4



香港刑事司法の特色

5

※ 数値は特記無ければ2008年のもの



取調べ

6

取調べとは

- 警察官は、犯罪が行われたかどうか、誰によって犯されたかを判明させるために、容疑者であるか否かを問わず、有用な情報を得ることができると思料される何人に対しても質問を行うことができる。

(被疑者取調べと供述録取に関する規則(取調べ規則)第1条)



【取調べ室】



【監視室】

取調べ

7

取調べに関する主要な規定

(取調べ規則より)

- 取調べ場所、時間に関する明文規定はない。ただし、録音録画を行わなければならない場合は、実質的に取調べ室でなければ取調べはできない。
- 質問を受ける者が快適にいられるように、また必要に応じて茶食 (refreshment) を提供するよう手配する。
- 告発後または告発を行うことを被疑者に通知した後は、原則として当該犯罪の取調べを行うことはできないため、勾留時の取調べは48時間以内。
- 供述が証拠能力を認められるための基本条件は任意性であり、供述が脅迫や利益誘導によってなされたものではないことが原則である。
- 供述拒否権と、供述が証拠として使用される可能性を取調べに先立って警告しなければならない。

取調べの録音・録画

8

録音・録画導入の背景

過去に警察官による暴力が裁判で主張され、自白の任意性の争いに公判で多大な時間を費やすことがあったことが導入の契機であるが、法制化はされておらず、部内の規則により運用されている。

1986年に部内で検討を開始し、試行を経て、1998年に全ての警察署に録音録画装置付きの取調べが導入されることとなった。



取調べの録音・録画

9

録音録画の基準

- 事件が原訴法廷または区域法院で審理されるとみられる場合。
- 裁判法院で審理されるとみられる事件のうち、「複雑なもの」、「録音録画が公共の利益に資する場合」「被疑者が要望した場合」
- 律政司から録音録画を行うように助言がある場合

以上のうち一つ以上を満たす場合の被疑者の取調べについて行われる。

※ ただし、録音録画を行うか否かの決定権は警察にあり、捜査の責任を有する幹部職員が判断して録音録画しないこともありうる。

証拠能力との関係

- 基準に違反したことにより直接に供述の証拠能力が否定されることはなく、自発的に供述を行ったことが立証できれば、当該供述の証拠能力は認められる。

取調べ技術の伝承

10

- 警察学校での各種教養課程の中で、取調べに関する訓練 (Interview development training) を実施。
- 犯罪捜査に従事したい者は標準犯罪捜査課程 (Standard Criminal Investigation Course) を受講する必要がある、香港警察の捜査官は全員このコースを卒業している。
- 9週間のコースを年4回実施し、一回で120人から130人位の警察官を教養する。
- 取調べの技術については、英国PEACEモデルを採用しており、香港警察では2名の者が同国で取調べのトレーニングを受けて取調べ指導専門官の資格を有している。

事実認定

事実認定に関連する主な制度

- 有罪答弁の場合には原則として審理は行われず有罪が確定する。
- 原訴法廷の審理は、7名の陪審員と1名の職業裁判官による陪審制。全会一致が原則であるが、5人以上の多数決による評決も可能。
- 証拠の証拠能力に争いがある場合には、陪審審理が始まる以前に解決しておくべき事項とされ、予備尋問手続(Voir Dire)において、証人適格や、証拠能力の審査のための聴聞手続が行われる。
- 公判は、当事者主義的に進行され、裁判官は証拠調べに干渉しない程度で質問を行うことが通常。
- 陪審は、有罪・無罪のみを評決(Verdict)し、刑の宣告(sentence)には関与しない。
- 陪審評決には理由が付されない。陪審討議の公開や上訴にあたって陪審討議の内容を検討することは原則として認められない。

事実認定（自白等）

自白の証拠能力

- 自白の証拠能力に争いがある場合は、予備尋問手続(Voir Dire)において、警察官・被告人証言の精査や対質が行われ、取調べ規則に従っているか、その他不公正、強圧、誘引等がなされなかったかが審査される。
- 自白内容が事実でも、任意性の判断には関連を有しない。

黙秘権

- 告発を受ける者は何人も自身に関する証言や自白を強要されない。(香港権利章典条例)
- 捜査官は取調べ開始時に供述拒否権を告げなければならない。

取調べ以外の捜査手法等

13

証拠取引

- 被疑者・被告人が、完全かつ真実の証拠の提供することと引き換えに、律政司の同意のもと裁判所が訴追からの免責を与えるか、検察官が被告人の捜査への全面協力について言及する。 (赦免は裁判官条例115条。協力への言及は判例に基づく)
- 赦免は、対象が主犯者ではなく、かつ訴追の必要性が低い場合に運用されている。
- 協力への言及は、主犯者など免責を与えることが適当でない場合に用いられることが多く、最大で3分の2まで減刑される可能性あり。

起訴取引

- いくつの罪で被告人を訴追するか(例:累犯窃盗など)、あるいはいかなる罪で訴追するかを被告人側が検察官と交渉する。
- 訴追罪数の違いは被告人側に大きな利益はなく、罪名変更の交渉も、結局は審理により有罪・無罪も決定するのであまり利用されていない。

(特段の成文規定なし)

取調べ以外の捜査手法等

14

法令遵守宣誓(Binding Over)

- 被告人にある一定期間法令を遵守することを宣誓させて、裁判所が判決を出す代わりに遵守の命令を出す制度。違反には6か月の拘禁刑を科することができる。
- コモンロー上の制度であるが、執行方法が一部成文化。 (裁判官条例61条)

量刑に関する判例

- 過去の判例により、有罪答弁を行った場合などには量刑が軽減されることが示されている。例として、
 - > 事実を認めるのみ = 10%軽減
 - > 早い段階で有罪答弁を行って共犯者に関する証拠を提出 = 20%軽減
 - > 明白な反省とともに警察への協力を示す = 30%軽減

など

答弁に関しては自発的に行われる必要があり、訴追側から取引を持ちかけることはない

取調べ以外の捜査手法等

15

通信傍受 (通信傍受及び監視に関する条例)

- 「重大犯罪の予防または捜査のため」または「公共の安全の保護のため」に、特定の事件あるいは脅威について、何者かが関与していると認める合理的な理由がある場合に認められる。
- 重大犯罪とは、7年以上の拘禁刑にあたる犯罪。
- その他、必要性、侵害の程度とのバランス、その他の方法がないことが要求される。
- 令状発付権者はパネルジャッジと呼ばれる裁判官。令状は最大3ヶ月有効で、申請で延長可能。
- 対象者への通知は不要。

運用状況(2008年) (通信傍受・監視監督官年報)

新規令状請求件数 801件(うち却下13件)・平均許可期間 29日間

※ 1件の令状で、複数通信手段を指定可能

更新請求件数 918件(うち却下13件)・平均延長期間 30日間

適用が多い対象犯罪: 密輸出、薬物売買、三合会運営、贈収賄、窃盗、強盗等

取調べ以外の捜査手法等

16

秘匿監視(会話傍受含む) (通信傍受及び監視に関する条例)

- 「特定の捜査において」「機器を使用して」「対象に気付かれることなく」「個人情報を入力する」捜査であって、その場での対応(被疑者検挙等)を目的としないもの。
- 「住居への侵入を伴わない場合」「会話の対象者が記録機器を利用して会話等を記録する場合」「公共の場でも合理的なプライバシー保護の期待を侵害する場合」が第二類監視、それ以外が第一類監視
- 第一類監視はパネルジャッジの許可が必要。要件は通信傍受と同じだが、対象犯罪が3年以上の拘禁刑または100万香港ドル以上の罰金にあたる罪となる。
- 第二類監視は捜査機関の幹部職員の承認により可能。

運用状況(2008年) (通信傍受・監視監督官年報)

第一類監視 新規申請件数 83件・平均許可期間 5日間

更新申請件数 15件・平均許可期間 8日間

第二類監視 新規申請件数 84件・平均許可期間 6日間

更新申請件数 16件・平均許可期間 6日間

適用が多い対象犯罪: 薬物売買、脅迫、贈収賄、窃盗等

取調べ以外の捜査手法等

17

潜入捜査

- 律政司の有する訴追の継続・停止判断に関する権限を活用して実施。特段の成文規定はない。
- 犯罪組織の一員を協力者として運用する場合の免責に関しては、「捜査対象が香港の秩序と安全に脅威であり」「通常の捜査では効果的ではないことが判明している」場合に免責を与えることができるとしたうえで、情報提供者の共犯者としての証拠が必要不可欠であり、その他の方法での証拠入手が困難であることや、情報提供者の非難の程度が主犯を超えないことなどを判断項目として挙げている。（訴追に関する方針と実務～検察官規範～）

取調べ以外の捜査手法等

18

DNAデータベース （警隊条例第59A条以下）

- サンプル採取対象者は「重大な逮捕可能犯罪の被疑者及び有罪確定者」であり、同意なしで採取が可能。同意しない場合は合理的かつ必要な強制力を用いることができる。
- 対象者以外でも任意提出を受けることは可能。
- 重大な逮捕可能犯罪とは、7年以上の拘禁刑に当たる罪と、警隊条例別表の罪で、脅迫、恐喝等も含まれる。
- 被疑者については無罪判決の際に登録を削除（有罪確定者のデータは永久に保存される。）

登録件数 有罪確定者等 3万0,909件 ・遺留DNA 5,467件

運用開始(2001年)からの実績

対象者DNAと遺留DNAの合致 1,300件

遺留DNA同士の合致 398件

取調べ以外の捜査手法等

19

証人保護

(証人保護法)

- ある犯罪について証拠を提供しまたは提供することに同意した者、犯罪に関連して供述やその他の捜査支援を提供した者、その他の理由により証人保護プログラムの下での保護を要請する者、これらの関係者として保護を要請する者が対象。
- 保護に必要な権限は香港警察長官等有し、これらの者から指定された者が認可当局として保護プログラムの実施を決定する。
- 実施の要件は「認可当局の決定」「証人の同意」「保護の詳細を定めた覚書への署名」
- 保護プログラム下では、「証人への新たな身分付与」、「証人の詳細暴露の処罰」、「法廷での安全確保」、「セーフハウスの提供」、「身辺警護」などが実施可能。